年金基金の受給にともなう生存確認に関する質問主意書

提出者

草川

昭三

年金基金の受給にともなう生存確認に関する質問主意書

私 は、 平 成八年六月十八 日 提出質問第三二号にお いて、 老齢基礎 年金受給権者 の現況届に必要な受給 権 者

町 の生存を確認する証 村 に 出向き証明書を作成してもらう方法から受給権者の署名捺印で生存を確認する方法へと変更した。 明 書の 簡 素化を求めた。 社会保険庁は、 本年一月よりこれまで毎年 一回受給権者 が 市 区

れは受給権者の負担軽減、 行政事務の効率化をはかる立場から評価するものである。 しかしながら厚生年金

基金、 国民年金基金受給権者については、 現在も市区町村でいわゆる生存確認証明書を作成してもらうこと

になっている。よって以下の質問をする。

厚生年 -金基 金、 国民年 金基金の受給権 者 の生存確認 に ついても署名捺印で確認する方法などに変更し、

たい。

受給権者の負担を軽減すべきと考えるが見解を明らかにされ

右質問する。